

平成26年10月8日

於・1001会議室（10階）

第1010回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第34号）	1
(2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 の一部を改正する省令案について（諮問第35号）	8
(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第36号）	8
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 「周波数再編アクションプラン（平成26年10月改訂版）」の公表 について.....	20
4. その他.....	29
5. 閉 会	44

開 会

○前田会長 それではただいまから審議会を開催いたします。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第34号）

○前田会長 大変お待たせいたしました。それでは審議を開始いたします。最初に諮問第34号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、柳島重要無線室長から説明をお願いいたします。

○柳島重要無線室長 重要無線室長です。資料に基づきご説明させていただきます。

縦長の資料をめくっていただきますと横長の資料がありますので、こちらで説明させていただきます。

簡単に言いますと、防災行政無線の中でも移動系と呼ばれているものですが、これは職員の方がトランシーバーを持っていく、もしくは車にそういう無線機を積んで、災害対策本部などが設置される市役所等との間で通信を行うものです。こちらにつきまして、なかなかデジタル化がはかばかしくないということで、より容易に導入できるシステムを新しく追加しようというものでございます。

ここに記載しておりますが、防災行政無線については従来から150MHz、もしくは400MHz帯においてアナログ方式で利用されてきたというところですが、平成13年

に260MHz帯にデジタル方式、 $\pi/4$ シフトQPSKという技術を使っておりますけれども、それで導入を進めてきたところであります。

ところが、このデジタル方式というものが高機能なものであり、多重化できて、一度に複数の方が通話できるとか、もしくは伝送容量が若干高いということもあって、整備費が高額になるということから、なかなか普及が進んでおりません。

右のグラフがありますけれども、平成16年以降でプロットしてございますが、大体10年ぐらい経ちましたけれども、全市町村に対して15%がデジタルを導入しております。アナログとデジタル、どちらかを導入しているという意味であれば、79.5%ということとでいたい8割ぐらいの市町村が導入している中で、現在全体の中での15%ぐらいというような形に留まっているということで、このままではせっかくデジタルを導入したのにもかかわらず、アナログ・デジタル両方がそのままずっと居座ってしまうというような、周波数、電波の利用効率という観点から言えば非常によくはない状況になっております。

このような状況から、高機能の部分には若干目をつぶりまして、音声を中心とした簡素なデジタル方式、4値FSKというものでございますけれども、これを導入することによって移行を図るということを考えております。

下に、デジタル方式の比較ということで、現行方式が $\pi/4$ シフトQPSKというものでございます。若干分かりにくいのですが、QPSKというのは位相変調と呼ばれるものの一種でございます。位相というのは、皆さん思い出していただきたいのですが、サインカーブを描くと、こういう山と谷ができていくと思えますけれども、あの山の位置が、時間軸上でどの位置に来るかということで情報を送るのがPSK。

Qというのが4値という意味でありまして、位相のずれが4種類あります。山の位置が4つずれるものがこの $\pi/4$ シフトQPSKというものでございまして、伝送容量が9.6kbpsということで、例えば携帯電話でありますとか、PHS、タクシー無線とかそういうものに今は導入されているところでございます。狭帯域システムの中では比較的

高レートの伝送が可能というものでございます。

追加する方式といたしまして4値F S K、4.8 k b p sということで、同じ帯域の中での伝送容量は少なくなってしまうのですが、簡易無線や業務用無線、それからタクシー無線にも最近使われるようになったというように、いろいろな分野で使われ始めました。もともと伝送容量が低いということで、音声を通すのがなかなか厳しいということがあったのですが、技術の進歩で、音も比較的きれいに届くというようなことになったということ、最近利用が拡大しているというものでございます。右側にありますとおり、低レートの伝送となりますけれども、回路構成が単純で機器の低廉化が可能であるということと、低消費電力というような特徴を持ってございます。

めくっていただきまして、情通審、3月に答申をいただいた中で、150MH z、260MH z、400MH z帯の業務用移動無線としての周波数の有効利用という中の答申におきまして、防災行政無線のデジタル方式への移行促進策として、この簡易なデジタル無線システムを導入することが適当であるという旨の答申をいただいております。

既に他の業務でいろいろ使われているということもありまして、技術的な詳細につきましては、これまでの情報通信審議会の中でも議論されているということで、簡単には、無線設備規則の中の省令、これが導入できなくなっている部分について改正をするだけとなります。具体的に言いますと下の囲みにありますとおり、「(変調方式が四値周波数偏位変調であるものを除く。)」という、現在除かれている部分を削除することによって、この帯域、防災行政無線の移動系の中に4値F S Kを導入するということができるようになるというものでございます。

今後の予定でございますけれども、本日諮問させていただきまして答申をいただければ来月にも公布、施行という運びを考えてございます。

もう1枚めくっていただきまして、では一体、新しいものを入れるとどのぐらい効果があるのかということでシミュレーションしたものでございますけれども、条件として、防

防災行政無線の移動系と言いましても自治体によってさまざまな条件がありますので、非常に単純化するような形で、基地局は1個だけあり、移動局の車載型が1市町村に50台あるというような前提でシミュレーションしたものです。チャンネル数というのは何人が同時に話せるかということですが、TDMAと記載しているのが現状のシステムですが、こちらにつきましては4スロットということで、4つの回線を同時にとることができるものです。

今回導入する方式はSCPCと呼ばれるもので、1チャンネル当たり1つの通信、シングルチャンネルパーキャリアということで、SCPCと呼んでおりますが、これは1波でもいいのですが2波用意するというので、お二方が同時に話せるというようなシステムを考えてみました。右側に試算結果を記載しておりますが、現行方式を100といたしますと、新しい方式については大体半分ぐらいということで、コストがかなり低減されるということが期待されます。

それからその下に、効果②ということでメーカーの新規参入ということがございまして、これまで防災行政無線につきましては、作られているメーカーが若干限られているというところがありましたけれども、この4値FSKのトランシーバー、無線機を作っているメーカーは、今まで防災行政無線を作っていた以外のメーカーもあるというところで、そういった方々が新たにこの分野に参入していただくということによって、先ほど半分ぐらいというのは、既存のメーカーへのアンケートで算出しておりますけど、それ以外にも新たに参入して競争が起こると、更なる低廉化というものが期待できるのではないかとということで、より自治体の方に導入していただきやすくなるということを期待しているものでございます。

ということで、今回、この無線設備規則の改正を考えてございますところの、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それではただいまの件につきまして、ご質問、ご

意見等ありますでしょうか。

○原島代理 諮問自体については結構なことだと私思っておりますが、参考までにお聞きしたいのですが、従来150MHz、400MHzがあったところに対して、平成13年に260MHz帯が新規に加わった。それは150MHz、400MHzはこういう地方自治体の公共業務だけではなくて、電力など、いろいろな各種業務が入っているわけですね。

この周波数、260MHz帯というのを設けたというのは、いわば地方自治体の公共業務だけの周波数帯を設けてこれを大切にしよう、で将来は150MHzと400MHzから地方自治体の公共業務はなるべく260MHz帯に集結させようという意図がここにあったと考えてもいいでしょうか。それとも将来にわたって150MHz、400MHzはあって、それに加えて260MHz帯ということであったのか、ということなのですが。

もし集結させようということですと、260MHz帯はデジタルということになると、デジタルで集結しやすくするための今回諮問であるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○柳島重要無線室長 今、原島先生からございましたとおり、デジタル化するという意味は、アナログをやめていただいてデジタルに移行していただくということでありまして、両方とも使い続けるということは当然ございません。ということで、防災行政無線につきましては150MHz帯もしくは400MHz帯を使っていたシステムを、最終的には全部260MHz帯にお引越しいただく。

○原島代理 という気持ちがあるわけですね。

○柳島重要無線室長 はい。それを加速させるという観点で、より自治体の方が導入していただきやすくするという観点で、安価で簡易なシステムというものを導入していこうというものでございます。

○原島代理 ありがとうございます。わかりました。

○前田会長 ほかにはありますか。

中身については何の問題もなく、良いと思いますけれども、単純な質問をしてよろしいでしょうか。1つは、2ページ目に防災行政無線の整備率の図がありますけれども、これは上の数字はアナログの数字を表しているのではなくて、合計を表しているのですか。

○柳島重要無線室長 合計です。

○前田会長 そうですか。そうすると自治体によっては、今まであった防災行政無線をなくしているところがある。

○柳島重要無線室長 ここは単純に防災行政無線と我々が呼んでいるものを使っているという意味では若干減ってきておりまして、それはほかのシステム、例えばMCAと呼ばれます共同利用型のシステムが使われたり、もしくはその他の無線システム、もしくは単純にはお金がないからやめてしまうというところもなくはないわけですが、そういったようなところもありまして、若干トータルの減ってる部分がありますけれども、そういったほかのシステムで代替してるところまで含めると、大体95%ぐらいの自治体は何かの通信手段は持っていらっしゃるというところがございます。

○前田会長 同じく単純な事実関係だけなのですが、3ページ目に、省令改正の概要のところ、赤字で除くと書いてあるところがあるんですが、その2行上に、元々狭帯域デジタル通信方式として変調方式が四分のπシフト四相位相変調から始まって、5つありますね、ここで指定しているのが。しかし今回は、実際問題として四分のπシフト四相位相変調しかないんで、これを取りさえすれば2種類だけになると。それは5種類になるということはないですか。

○柳島重要無線室長 実は、省令、無線設備規則というのはどちらかと言うと若干間口を広めにとってありまして、更にその下に目的別に、どういったものを使いましょうということが、審査基準と呼ばれるものの中に書いてございます。

その中で防災行政無線につきましては、今までほかの5つの方式も、4値FSKなどと

4つの方式が書いてあるわけですが、そのうち1つの先ほど申しあげましたような $\pi/4$ シフトの、ここで書いてあります四相位相変調というものを用品、ということで規定されていたわけです。

ということでありますので、今回これを消した上で、更に今申しあげました防災行政無線の審査基準の中に、これを追加するという作業は別途残っております。電波監理審議会でのご審議事項といたしましては、この無線設備規則の改正についてご審議をいただくということでこちらに書いてございますとおりです。

○前田会長 実態として2つ組み合わせてそこしかなかったと、そういうことですね。

○柳島重要無線室長 はい。

○前田会長 今回、元々1つだけに絞ったのが、互換性ということを念頭に置いて一種類というふうに確か聞いたと思うんですけども、それはデジタルに移行させることのほうを優先させて、2種類であってもそれなりに4値FSKが普及すれば、そちらはそれで数多くなるから互換性は互換性であるだろうと、そういうことですか。

○柳島重要無線室長 そうですね。今、先生がおっしゃったとおり、デジタルに2種類できてしまいますという課題はあるわけですが、現状アナログとデジタルという2つのシステムがございまして、この間では互換性がそもそもないということでございます。

このまま放っておきますと、互換性がない上にアナログもいつまでも使われてしまうというような、更なる問題を抱えてしまうということで、少なくとも1つの問題は解決していくと。

あとデジタル同士の通信につきましてはどうするかという課題でございます。せっかく安いシステムを導入するということでありますので、余り多くの機能を付けてしまうと、安いというメリットが失われてしまいますが、今後高機能のほうについては、例えば簡易なものを受信できるようにするとか、もしくはもう1つのやり方といたしまして、ほかの自治体との間の通信は別に防災相互無線というものがございまして、通常そういったものの

ほうがいろいろな、自治体だけでなくほかの機関との通信もできるということで、そういった無線を持っていらっしゃる自治体も多くございますので、そういったものをご使用いただくというようなことでお互いの通信をより良いものにしていく、ということが考えられるのではないかと考えております。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

特にありませんか。それでは、特にご意見もないようですので、諮問第34号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について (諮問第35号)

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第36号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第35号「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について」及び諮問第36号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、寺沢基幹通信課長及び田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○寺沢基幹通信課長 基幹通信課長をしております寺沢と申します。よろしく願いいたします。まずは私から諮問第35号についてご説明させていただきます。資料お手元に配付させていただいております。諮問第35号説明資料と書かれました資料に沿いまして、説明させていただきます。

省令も後ろに付いてございますので、必要に応じてそちらのほうも適宜ご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、横長になりますけれども、1と書いてあるところがございますけれども、今回諮問させていただきますのは基幹系無線システムの高度化のための基準の見直しでございます。基幹系無線システム、聞き慣れない言葉でございますけれども、平たく申し上げますと、陸上に設置する無線局のうち、移動、つまり携帯みたいなものでございますけれども、移動中の利用を伴わないようなもの、ちょっとわかりづらいですけれども、そういった無線について基幹系無線システムとここでは呼ばせていただいております。

その基幹系無線システムでございますけれども、大きく分けて2種類ございまして、固定通信システムと固定無線アクセスシステムがございます。固定通信システムに関しましては、無線局ごとに免許を与えるというものでございまして、他方FWA、固定無線アクセスシステムに関しましては、そうではなくて、一定の面的な広がりの中に複数無線局が開設されるような場合に、まとめて免許を与えるというようなものでございます。

それぞれ中身を簡単にご説明させていただきますと、左側の固定通信システムに関しましては、これ1950年代以降、中継回線として基幹ネットワークを構成する主要技術として位置付けられ利用されてまいりましたけれども、光ファイバが普及されるに伴いまして、徐々にそちらへの移行が進んできたという経緯がございます。

また、FWA、固定無線アクセスシステムでございますけれども、一定の面的なところにまとめて免許を与えると申し上げましたけれども、イメージとしては、交換局から家庭に対して、当然面的に広がりがございますので、そちらに対してまとめて無線で情報を飛ばすというようなシステムでございます。

こちらに関しましても、ADSLでありますとか、各家庭への光ファイバ網の普及でありますとか、そういう普及に伴いまして、少しずつその役割は薄れてきたところでござい

ます。ただ、このように至りまして、基幹系無線システムの現状と書いてございますけれども、有線とは違う無線の優位性を生かしまして、いろいろな意味で最近また脚光を浴びている状況にあります。1つはこの点々の中に書いてございますけれども、光ファイバの敷設が困難な場所等における利用、これは山間部等での利用がございます。それと移動通信システム基地局のエントランス回線もございます。

これは移動通信システム、要は携帯でございますけれども、携帯が徐々に高機能化しているということで、その発信する情報量も増えてきてございます。その右側に絵を描いてございますけれども、例えば、固定通信システムの左側の上のほう見ていただきますと、携帯から基地局に電波が飛びまして、そこから例えば無線で交換局に飛ばすと。その時に、携帯の伝送容量はどんどん増えていきますので、それに合わせて交換局と基地局の間、これは基幹系無線システムで情報を飛ばすわけですけれども、そこもやはり機能を高度化していかないと、結局端末のところがいくら高機能化してもボトルネックになってしまうというところで、そちらのほうも重要性が増しています。

あと災害発生時におけるネットワーク回線としての有効性も認められるというところでございます。

1 ページめくっていただきまして、2 ページでございますけれども、そういった基幹系無線システムでございますけれども、今申し上げましたとおり、徐々にまた利用ニーズというのは増加してまいりまして、ここに例えばでございますけれども1つ目に書いてございますけれども、大容量通信の需要に対応するため、周波数帯として26/38GHz帯を追加割当てするなど、少しずつ追加の割当てを行われているところでございます。その結果、その下の表でございますけれども、6/7GHz帯から40GHz帯まで書いてございますけれども、利用業務に応じてこのように割当てが進んでおります。

その下の棒グラフに関しましては、周波数帯によって若干差異がございますけれども、概ね無線局数が増えてきておって、ニーズも少しずつ高まってきている状況でございます。

ページをめくっていただきまして、3ページでございますけれども。これは、情報通信審議会から本年5月の答申でございますけれども、今申し上げました基幹系無線システムの高度化に向けたビジョンという内容をいただいております。その中では利用展望、要は基幹系無線システムが現在置かれている状況に関しまして、大きく3つ指摘されてございます。

まず1つが伝送容量の大容量化、具体的に書いてあるものの1つ目でございますけれども、これは今申し上げましたとおり移動通信システムの高度化によるトラフィック増加への対応、これ今申し上げたとおりでございます。また、信頼性の確保でございますけれども、例えば電波環境の急激な変化時における安定的な運用。これは、今申し上げたところとも関係するんですけれども、やはり伝送容量が多くなりますと機能が高度化する、要は電波の扱いが繊細なものとなりますので、雨天時等におきましては若干障害が生じることもございます。したがってその雨天時においてもやはり安定的な電波を生むということが重要になってまいりましたので、そういった技術というものも求められています。

もう1つが右の枠でございますけれども、迅速なネットワーク構築ということで、例えば利用者のニーズに対応するエリア展開、これは例えば携帯電話なんかについてもエリア展開が急速に、基地局の整備でございますけれども進んでおりますので、それに対応して先ほど絵で示しましたような無線局についても開設が急がれるというところもございます。

こういったことを受けまして、具体的な措置として求められているのが下の点線で囲まれたところでございまして、空中線電力は現行基準の範囲内として、これは電力量を上げれば遠くに届くとかそういったメリットがございますけれども、そうすると他の周波数帯、他の利用への悪影響も生じますので、それは行わないという前提で、高度化に向けた検討を行うということをいたしました。

丸2つ書いてございますけれども、1つは伝送容量の大容量化、具体的な内容は次ページでご説明しますけれども、伝送容量を大容量化することが1つ、それと利便性と

信頼性を両立させる無線システムの運用面・制度面の見直しでございますけれども、技術的な進歩とかがございますので、それに制度を合わせていこうというものでございます。これは具体的な中身はまた次ページ以降で説明いたします。

こちらが具体的な、今回諮問させていただく内容でございます。1つが最新技術の導入でございます。これは繰返しになりますけれども高速大容量化を進めることによって、いわば携帯等の利用ニーズに対応していくというものでございます。こちらからは全部技術的な内容になるんですけれども、1つ目が現行基準で規定される以上の高次多値変調方式の導入というものでございます。これはちょっと抽象的な表現で恐縮なんですけれども、電波を送る時の電波の変調の方式でございまして、右にちょっと絵が描いてございますけれども、変調方式QAMと書いてございますけれども、このQAMの上に乗ってある5 1 2、2 5 6、小さな図でございまして、これが多値変調方式の多値の値のところに対応するものでございまして、それが増えれば増えるほど伝送速度が増えていくというものでございます。

昔は1 6、3 2と書いてございましたが、それが5 1 2であるとか1 0 2 4とかどんどん増えていくということにございます。それに関しまして、そういう高次多値変調方式を導入していこうというものでございます。

併せて、現行によるOFDMの導入とございますけれども、これも電波の送信の変調の方式でございまして、具体的な説明は省略いたしますけれども、要はこの方式をとることによって、より大容量の情報を送れるという内容でございます。

すいません、この部分だけちょっと省令を見ていただければと思うんですが、別紙3と書いてあるものが、お手元に配付されているかと思うんですけれども、その一番最初のページに書いてあるのが第四十九条の十九と書いてございまして、これは2.2GHz帯云々以下の陸上移動業務の無線局の無線設備と書いてございます。この無線設備規則は、周波数帯ごとに利用目的に応じた無線設備についての技術基準について規定しているものでござ

ございます。

具体的に申し上げますと、先ほど資料でご説明した内容に関しましては、この二号のところでございますけれども、変調方式は云々と書いてございますけれども、細かくなって恐縮なんですけれども、何が変わりましたかと言いますと、下のほうが現行でございますけれども、下のほう見ますと、「一六値直交振幅変調であること。」と終わっておるんですけれども、上を見ていただきますと、その最後のところに、これらの方式と同等以上の性能を有するものと書いてございます。

したがって、こういうふうに変更することによりまして、先ほど多値化すると申し上げましたけれども、この数字が32であるとか64であるとか、この値が大きくなる変調方式によって大容量の情報を送れるという時代の変化に対応するものでございます。したがって、こうすることによりまして、具体的に限定的に書いてしまいますと技術の発展に制度が対応しきれなくなりますので、大括りで書いておくことによって技術の進歩を促していこうという内容でございます。

併せて、このOFDMというのはこれ略語でございますけれども、漢字にしますと直交周波数分割多重方式というものでございますけれども、併せて今のところに書いてございますけれども、それもここに盛り込むことによって、そういう方式の導入を可能にするということで結果的に技術の導入を促すという内容でございます。

以上が最新技術の導入でございます、その次が技術水準に即した規律の見直しでございます。1つが現行基準で周波数許容偏差が規定されていないシステムに規定を整備と書いてございます。これもまた技術的な話で恐縮なんですけれども、無線設備はそれぞれ周波数帯という一定の幅の電波を放射します。それに関しまして、余り与えられた周波数からずれるというのは、周りに、前後の周波数帯に迷惑かかりますので一定の範囲内にしなさいという規律がございますけれども、それに関しまして最新の技術基準に適合したものです。

それによって、効果としては、周りの周波数帯を利用する者に悪影響を与えないと言う技術進歩に対応したものでございます。

もう1つが、11/15GHz帯固定局の無線設備を特定無線設備の技術基準適合証明に追加とございます。これは電波法上、無線局を開設する際には総務省に免許の申請を行うことが必要になります。その際には無線設備を当然利用するわけですから、その内容、技術的な設備の内容も併せて申請することが必要になってまいります。

ただ、この特定無線設備と申しますのは、そういう1個1個の審査をする必要がないもの、つまり設備としてある程度普及しているようなものは、製造段階で技術基準に適合しているものとして、認証機関の認証を得るという制度がございます。申請前にそういう無線設備に該当するということを認証機関から認証をいただくと、申請を受ける総務省は審査が簡易化できますし、審査の期間も短縮できると。それは免許を申請する者にとって事務手続が簡略化できますし、素早く機械を設置できるというような手続上の効果が発生するものでございます。

それを今回、今申し上げた無線設備にも適用可能とするものです。

最後でございますけれども、こちらは総務副大臣主催の電波有効利用の促進に関する検討会というのがございまして、それが平成24年ですから、一昨年12月ですけれども、報告書がまとめられています。その中での指摘でございまして、中略以下のところでございますけれども、変調方式の変更等の軽微な制度改正による製品の市場投入の遅れを避けるため云々と書いてございます。要はやはり市場というのはグローバル化の中で競争がかなり厳しくなっているので当然製品開発も早いと。一方制度改正というのはそれに少しづつ遅れる傾向があると。それでは民間の製品開発を遅らせることになる。したがって、そういうことのないようにしていこうというのがこの改正の目的でございます。

具体的には、1つが技術基準の大括り化ということで、1つ目に書いてございますのは、高次多値変調方式を包括的に規定する、これは先ほど見ていただいた条文のとおりでござ

います。それともう1つが、省令や告示の規定事項について整理とございますけれども、これは通信方式や変調方式云々に関しましてこれまで省令ですべからく規定しておったものですが、今後は重要なものは省令で規定し、若干重要度が劣るものというのはいちよつと語弊がございますけど、その他のものについては告示等に落とすことによって改正作業を素早く行うと、ひいては民間技術の開発をスムーズに行うという目的のものでございます。

最後は周波数有効利用の促進でございますけれども、後にご説明いたします周波数割当計画とも密接に関連いたしますけれども、周波数の有効利用を促進するため、無線設備規則では、周波数帯ごとに目的を定めているとご説明しましたけれども、その目的につきまして共用を図るものです。要は1つの帯域に関しまして複数の利用目的の無線局が使用できるようにするというものです。これによって電波の有効利用を図ろうという内容でございます。すいません、ちょっと長くなって恐縮でございますけれども、以上が今回諮問を図る内容でございます。

○田原電波政策課長 併せて、諮問第36号について説明させていただきます。

今、基幹通信課から説明のあった諮問第35号との関連になりますけれども、諮問第36号説明資料とその参考資料を見ていただければと存じます。

基幹通信システム、基幹系の無線システムで技術基準の大括り化等を、この技術基準の見直しという形で諮問第35号では行っているということでございますけれども、これに併せて周波数割当計画を変更するというものでございます。

具体的には、参考資料のほう見ていただいたほうがわかりやすいかと思っておりますけれども、それぞれの周波数帯ごとに丸が書いてございますけれども、例えば6と7GHz帯であれば、電気通信業務用、公共業務用、一般業務用となっておりますが、11GHz帯は従来電気通信業務用だけだったという形でございます。これを先ほど、技術基準のほうからも目的を削除ということでございますので、この割当計画の周波数の使用についても、それぞ

れの周波数のところについては、電気通信業務用、公共業務用、一般業務用をなるべく共通で使えるようにするというような方針で今回見直しを行おうというものでございます。

具体的には、この参考資料のところ赤丸を付けたところについて、従来は周波数を使えない、いわゆる割当てがないという形でございますが、こちらをできるように、周波数割当計画上の割当てを追加していくというものでございます。これによって、従来、例えばある特定の周波数で混んでいても、ほかの周波数が使えないということがあったんですけども、今後は柔軟に、ほかの周波数も、公共業務用、一般業務用あわせて使えるようにする、当然個別の干渉の検討等を行うことになるわけでございますけれども、柔軟にこのシステムを組んでいけるようになるのではないかとこのところでございます。

こちらにつきましても、無線設備規則等の改正の部分と合わせまして、本日ご答申いただけました場合は速やかに割当計画の告示を変更して施行するという事を予定しております、以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの諮問35号、諮問36号につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 基幹系無線システムの考え方についてお伺いしたいんですけども、無線を使っているということで、周波数の有効利用という観点からは、無線でなければサービスができないという、そういうところなるべく限っていかうという方向性具体的にあるわけですね。移動無線はもちろんそうですし、それから山間部がある、それから非常時というのがある。そうでないものについては、流れとしては、光ファイバ等によって、無線を使わないでもできるようにしようという大きなものがあると思うんです。

それに伴って移行は進んできたというふうに思っているのですが、今回無線システムを高度化しようというのは、そういう光ファイバへの移行に限度があるからやっぱり無線が大切だというふうな考え方なのか、それとも、光ファイバへの移行はまだまだこれからもどんどん進めるけれども、現時点で見るとそれ以上にいろいろニーズが高まっていて、こ

の無線システムが増えているというのはやっぱりそういうことなので、余り周波数帯域を広げるとか、空中線電力を増やそうということではなくて、現在のところで有効活用を図っていかうという考え方、方向性は変わってないけれども無線も有効活用を図っていかうという考え方であるか、どうなのでしょう。やはり最終的にはなるべくならば光ファイバ化していくというのが筋だというふうに思うのですが、その方向は変わってないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○寺沢基幹通信課長 先ほど申し上げましたとおり、送るべき情報量というのは増えておりますので、高度化するのは当然の必然だと思っております。

そういう意味で今回高度化というのを outsizing させていただいているところでございます。

○原島代理 何かやっぱり無線のほうをどんどん高度化すると、光ファイバへの移行というのはあきらめたのかというふうにも誤解されそうなところもありますので、すいません。

○田原電波政策課長 基本的にはおっしゃるとおりで、光ファイバへの移行というか、使えるところは光ファイバでやってくださいというのが基本でございます。ただ、これだけ基地局が増えてきたりすると、なかなか光が引けないといった部分、あるいは災害の時に臨機に対応するといった時に、どうしてもやっぱり無線というのを活用する必要が出てきますので、そちらについてもしっかり考えていかなきゃいけないと。

モバイル系のシステムも高度化していきますので、そこに入っていくエントランスとか固定のバックホールのところもそれなりに高度化は必要になってくるということでございますので今回のような改正をさせていただいております。なかなか周波数帯を増やすわけにもいかないの、今使っているところをなるべく有効に使っていただくという形で、目的も限定せずにいろいろ使えるところは使っていくというものです。

ただ当然のごとく、これからモバイルの高度化のような話があった時に、こういった帯域がモバイルでも使うという議論になる可能性がございます。その時は移行も含めた、あるいは固定と移動の間の共用という形になろうかと思っておりますけど、そういうような議論を

進めていく必要があると考えておりますし、そういった面での技術基準の改正とかを、いずれお諮りするようになるのではないかと考えております。

○原島代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。

あまり本質的ではない質問なのですが、先ほどこの周波数割当計画で、どのような目的でもいいということですが、現状では電気通信業務用が圧倒的に多くなって混んでいると、そういうことなんですか。

○田原電波政策課長 周波数によってそれぞれ違ってきます。

○前田会長 今何となく分かれて使っているように見えますけども、一緒にすると、電気通信業務用として規定されているところは結構いっぱいになって来て、そうでないところが空いていると、そういうイメージということですか。

○田原電波政策課長 これからの場合、移動通信との関係、あるいはいろいろ通信サービスの関係で電気通信業務用が増えていくというイメージはございます。

ただ一方で公共業務用のところもそれなりのニーズがございますので、その全体の中でうまくやりくりして使っていただくような形を考えています。

○前田会長 干渉など考えられれば早い者勝ちってそういうことですね。

○田原電波政策課長 基本的には、今の無線局免許の考え方がそうになっておりますので、先にそこに設置したものを避けながら使っていくという形は変わりません。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。

○山本委員 1つよろしいですか。

諮問35号の説明資料の一番最後5ページに、技術基準の大括り化等とあって、その2番目に、省令・告示の規定事項を整理するとございますけれども、この意味は、現在省令で主に規定されていることの一部を告示に落とすという趣旨で、それによって手続を簡略化すると。

別紙3を見ると、確かに、別に告示する技術的条件に適合することとなっている部分が改正案にかなり見られるのですが、要するにこういうふうにしていこうというご趣旨でしょうか。

○寺沢基幹通信課長 すいません、最後の部分がちょっと聞き取れませんでした。

○山本委員 別紙3の無線設備規則の中で、いろいろなところに総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること、という形に。

○寺沢基幹通信課長 今でも書いてあります。

○山本委員 改正案のほうに書いてあるわけですね。要するにこういうふうにしていこうという趣旨ですね。

○寺沢基幹通信課長 そうです。ここで読み込もうということです。それは先ほどもご説明しましたとおり、社会の技術革新に素早く対応していきたいと、そういう意味でございます。

○山本委員 省令、告示、いずれも総務大臣が定めるものではあるわけですがけれども、告示のほうは、端的に言えば諮問事項に…。

○寺沢基幹通信課長 告示は諮問事項ではございません。

○山本委員 ないわけですね、そこが違うということですか。

○寺沢基幹通信課長 そういうことです。

○山本委員 わかりました。

○前田会長 他によろしいですか。特に反対意見等はないようですので、諮問第35号及び諮問第36号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することは適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○「周波数再編アクションプラン（平成26年10月改訂版）」の公表について

○前田会長 それでは、次に報告事項に入ります。「『周波数再編アクションプラン（平成26年10月改訂版）』の公表について」につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 周波数再編アクションプランの公表についてご説明させていただきたいと思います。周波数再編アクションプランでございますけれども、パワーポイントの資料の表紙をおめくりいただきまして1ページ目をご覧くださいと思います。

全体の位置付けになりますけれども、この周波数再編アクションプランは、電波の利用状況調査の結果ですとか、その評価、周波数の利用ニーズ、あるいはその技術動向を踏まえて毎年見直しを行っているものでございます。この絵にございますけど、周波数を決めて、対象ごとに毎年行っている電波の利用状況調査の結果について、評価結果を電波監理審議会にお諮りしてご答申をいただいているというようなプロセスを踏んでおりますけれども、その結果を踏まえて、このアクションプランの見直しを行っていきます。

利用状況調査とそのほか情報通信審議会の技術的な検討の結果ですとか、そういったものを踏まえて、周波数アクションプランの変更となるわけでございますけれども、これを踏まえて、今度、先ほどご説明したようないろいろなアクションを起こして行って、最終的に措置する時に技術基準の策定でまた電波監理審議会にお諮りする、あるいは周波数割当計画の変更で電波監理審議会にお諮りするというプロセスになってございます。

したがって、こちらのアクションプランについては、諮問・答申ではなくて、途中の段階での私どものアクションということでこの審議会に報告させていただくという形を毎年

踏んでいるものでございます。

今年のポイントでございますけれども、2ページ目、次のページでございますけれども、大きく6点ございます。

まず1点目、1. 7GHz帯の携帯無線通信システムは、携帯電話の関係で従来から検討を進めているものでございますが、公共業務で使っている周波数について、携帯電話に使えるようにできないかというようなことで共用の検討等を進めております。こちらについては、既に、現在割当てを行った周波数帯の利用状況を見極めた上で必要な検討を行うことで、引き続き検討していくこととしております。

次の地域BWAでございますが、前回の審議会でもご審議いただきましたが、地域BWAにつきまして、導入されてから6年ぐらい経つということでございますが、95%ぐらいの市町村でまだ使われていない、開設されていないということですので、その高度利用を図るため、本年中にWiMAXの周波数とか、新しい方式について制度整備を行うとなっております。こちらにつきましては前回の審議会におきましてご答申いただいて、10月1日に公布・施行し、新しい技術方式が使えるようになっているということで、実際には整備済み、措置済みとなっております。

3点目が第4世代の移動通信システムでございますけれども、こちらについては最大1Gbpsの超高速通信を可能とするようなシステムで、来年度から使えるように今年中に120MHz幅を割り当てるということで、1社40MHz幅で3社という形で、これも前回、開設指針について移動通信課からご説明させていただき、ご答申いただいて、現在、開設指針で募集手続を行っておりますけれども、こちらについて進めるというものでございます。

4点目が5GHz帯無線LANの高度化ですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えてということになりますけれども、この無線LANシステムの需要が増えるということで、トラフィック増に対応できるように、5GHz帯の周辺の周波数を使

っていこうということで、現在使っているほかのシステムとの共用を促進するような技術について試験評価をするなど、技術的検討を進めていくところでございます。

その次が、固定通信の関係でございます。先ほどのものとは若干別のものになりますけれども、放送事業用の固定通信システムでございます。こちらは放送事業用の移動通信システムと共用で電波を使っているということが多くはありますが、番組伝送とかに使っているもので、5.8GHz帯、6.4GHz帯、6.9GHz帯がございまして、これについて、電気通信業務用のニーズがいろいろあるということで、電気通信業務用も同じような固定通信システムということで共用できないか技術的な検討を今年度中に行うというものでございます。

9GHz帯の合成開口レーダーでございますけれども、こちらは雲で隠れていて地表が観測できないとか夜で見えないとか、例えば、火山の噴火、御嶽山のような時に、夜間の間でも電波で地表面を観測するものでございます。こちらについて、災害発生時で早急な被害状況の調査とか遭難者の捜索が行えるような最適な形での9GHz帯の電波を使った航空機に搭載できるレーダーの導入について検討を行っていくものでございます。

これが、従来と変更になった主なポイントでございますけれども、全体について次のページからご説明させていただきます。

周波数帯ごとに、低い周波数からだんだん上がっていきますけれども、まず一番低い長波、中波、短波でございます。ここはラジオとか航空機の無線とか船舶の無線とかで使っているところでございますけれども、その一番下の緑の矢印等書いてございますところで、こちらでワイヤレス電力伝送システムを、国際協調を図りながら、来年に実用化できるように制度整備を行っていくこととしております。

VHF帯でございますけれども、帯表は次の4ページ目の下にございます。こちらはご案内のとおりテレビより下で、いろいろな業務用の無線が主流で、防災無線等もございまして、こちらにつきましては防災行政無線のデジタル化、あるいは260MHz帯

への周波数移行などを進めていくことが中心になってございます。

あわせて、列車無線、今は防災無線と同じ周波数帯を使っていますけれども、そちらについて狭帯域化とかデジタル化を進めていくとか、基本的には限られた周波数ですのでデジタル化を継続して推進していくというものでございます。

5 ページ目以降、次がUHF帯で、帯表については6 ページの下にあって、少し混み合っておりますけれども、ここが一番混んでいるところで、携帯電話ですとかテレビですとか、いろいろな主要なシステムに使われているところでございます。

こちらについては、先ほどの防災無線、400MHz帯も防災無線を使っておりますが、これを260MHz帯に移行するというものです。700/900MHz帯の再編について、一昨年、割当てを行いましたけれども、こちらで周波数移行になったFPU、放送の番組伝送用のシステムですとか、ラジオマイク、あるいは⑧のところにあります音声STL/TTL、これはラジオ放送の関係でスタジオから番組伝送を行う無線システムでございますけれども、このようなものについて移行をしっかりと進めていくといったもの、あるいは、700/900MHz帯の再編に伴って終了することとなったパーソナル無線の終了対策業務をしっかりとやっていくことを、引き続き進めていくというようなプランになってございます。

更に少し上の周波数帯で、7 ページ目、8 ページ目、一番最後のマイクロ波帯、ミリ波帯という高い周波数でございますけれども、こちらについては赤字で書かせていただいているところが多く、先ほどポイントということで今年変えた部分が多いところでございます。そのほかに、11/15/18GHz帯の固定通信及び22/26/38GHz帯のFWAについて高度化に向けた技術的検討を行い、今年度中に技術基準を策定するというところで、先ほどご審議いただいた事項を踏まえているというところでございます。

こちらにつきましては、8月末から9月末にかけて意見募集を行いまして、意見募集の結果も付けさせていただいておりますが、全体で24者から意見がございました。いろ

いろ細かいところが重複しておりますので、トピック的なものだけ簡単にご紹介させていただきたいと思います。

かなり多かったのは、ワイヤレス電力伝送システムでございます。そちらについて、こういったものを推進する団体、あるいは自動車メーカーさんのほうからは、ぜひ推進してくださいというような賛成意見が出されているほか、携帯電話事業者等からは、他の既存のシステムに干渉を与えないような制度整備をお願いしますというような要望が出されております。

防災無線の周波数移行の件でございますけれども、こちらにつきましては、現在はまだ使用期限を切っていないということでございますけれども、使用期限を設定して積極的にデジタル化、周波数移行を推進すべきというご意見を頂戴したりしております。

また、UHF帯のところでご紹介しました700/900MHz帯の周波数再編に伴うご意見でございますけれども、FPUとか特定ラジオマイクの周波数移行を進めておりますけれども、移行先でもいろいろなシステムとの共用になるということで、共用システムとの混信防止に関する環境整備をしっかりとってほしいというようなご要望が出されております。

あるいは、ホワイトスペースの有効活用も従来から進めておりますけれども、こちらについてテレビが確実に保護されるように検討を進めてほしいというようなテレビ関係者からのご意見等がございました。

携帯電話の関係でございますけれども、1.7GHz帯携帯無線通信システムについては、今後割当てについて検討するというところで、それに賛同するご意見ですとか、あるいはこの検討、従来から行っているんですけれども、通常の周波数割当てプロセスに則って割り当ててほしいという携帯電話事業者からの要望等が出されております。

また、第4世代移動通信システムについては、現在割当てのプロセスを進めているものがございますけれども、こちらにつきましても現在進めている3480から3600MHz

zの周波数のほかにも、その下の周波数ですとか周辺の周波数についての割当てを早期に進めるようにしていただきたいというようなご意見が携帯電話事業者から出されております。

あと、主なシステムとしては5GHz帯の無線LANでございますけれども、こちらにつきましては高度化、あるいは周波数の拡張といったものに対する賛同のご意見、拡張に対しては国際的に調和のとれた形で進めていただきたい、というようなご意見などが出されているところでございます。

こういったご意見につきましては今後の政策を進める上での参考とさせていただくということとしております。若干細かい点について、表現ぶり、パブリックコメントを踏まえて修正等ありますけれども、基本的には大きなところではございません。若干記述が漏れていたところをご意見に従って付記したところでございます。

このアクションプランにつきましては、本日、ご説明させていただきましたが、現在省内で公開の手続きを進めておりますので、来週に公表を予定しておりますが、それまではこちらでの委員限りとさせていただければと思いますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 この周波数再編アクションプランにつきましては、報告ということで参考までの質問ということになるかと思いますが、毎年アクションプランをいろいろと報告いただきながら、今更という質問にもしかしたらなるかもしれませんが、周波数再編アクションプランのいわば位置付けですが、これは1つのやっぱり決定事項であって、もしこれから周波数割当計画を進める時には、この内容に従って粛々と進める。もし、この内容とは異なる、あるいはこの内容には書かれていない周波数割当計画が必要になった場合には、このアクションプランを改定しなければ次に進めないというものなのか、あくまで

プランなので、いわば方向性を示したものであって、特に何かそういう縛りはないものであるというふうに考えていいものなのか、ちょっとこの周波数再編アクションプランの位置付けが不明なところありますのでお聞きしたいと思います。

○田原電波政策課長 実態上の話になりますけど、細かいものについては確かにアクションプランに記載していないものであっても、割当計画に係るような修正が入る場合もございます。基本的には、1年前から見えていればこちらに記載をした上で反映していくことになりますけれども、必ずしも細かいものが起きた時に、ここを改正してから次に行くかというようなプロセスを踏んでいるかということ、全部が全部そうではなかったと認識しています。

ただ、大きな方向転換などは、途中であってもアクションプランを見直してこういう取組をしていきますということを示した上で、実際の割当計画なり、技術基準の見直しを進めることもございます。なかなかその辺は、必ずしも画一的には決まっていなかったと思いますけれども、どちらかということ、軽微なものはそのままやっております、大きな方向転換があればやはりちゃんと示していくという必要があるので、こちらも見直すということをやっているということかと。

○原島代理 どういう時に見直して、どういう時には見直す必要がないというはっきりした決まりがあるわけではないと。

○田原電波政策課長 はっきりした基準はなく、やはり今後再編で検討しなければならぬものは明確にしていく必要があるから、このアクションプランを策定するということの規定しかございませんので。

○原島代理 これからいろいろ電波政策を進める上の1つの基準として、基準と言いますか目安として、こういうのをとりあえず立てて進めていこうという、そういうことでありますか。

○田原電波政策課長 はい。基本的には毎年見直しておりますので、周波数利用状況調査

から始まって、その評価があつてからアクションプランまでの間がそこそこあるのですが、この間に私ども行政側のほうで、要は、当面見直すべき点というのは全部各課のほうから出してもらって、それを踏まえた上でアクションプランという形で整理していきますので、一通り当面行うものは入っております。

○原島代理 これがどこまで力を持つかによって、実はこれも毎年あるいは質問していることなのかもしれないですけども、利用状況調査は、諮問事項として電波監理審議会にかかっているわけですね。で、その利用状況調査、次に具体的にどうするかというある意味で基本方針だとすると、それはむしろ非常に重要なもので、それが評価だけが諮問で、このアクションプランが諮問事項ではなくて報告事項であるということの意味がどこから来ているのか、たまたま制度としてそうなっているということかもしれませんけれども、それよりも積極的なやはりこれは諮問事項ではないという位置付けがどういうところからされているのかなというのが、ちょっと気になりましたもので。

○田原電波政策課長 基本的には調査をしてこうだったという結果と評価の部分について、総務省はこういうふうにしかりしたファクトをベースにこういうように評価しましたというところと、あとは技術的な部分は情報通信審議会のほうからいただいていることを踏まえて、具体的に制度化する時にはまたこの割当計画なり技術基準を変える時に電波監理審議会にお諮りするということで、その間にあるアクションプランというものは、行政としてはこういうものやっけていくんだと。

○原島代理 それが一番重要な気もするので、こういう質問をさせていただいたのですが。

○田原電波政策課長 ということを対外的にわかりやすく示していくというような位置付けだろうと思っています。

○原島代理 あくまで行政プロセスの一環であつて何かの決定ではないので、特に審議会に諮ってないという。

○田原電波政策課長 そうですね。こうやっていきますということ、プロセスの一環と

してわかりやすく示すということで、こちらを毎年改定させていただいています。

○前田会長 ほかに。

○山本委員 よろしいですか。

今の点は、結局アクションプランは法律上の位置付けがあるものではない。

○田原電波政策課長 ないです。

○山本委員 そのために、電波法上この審議会への必要的諮問事項として規定されていないし、規定することが技術的にほとんど無理であるために報告事項になっていると思うのですが、今ご指摘がありましたように、実態上はきわめて重要な政策決定の1つのステージであることは間違いがないので、確かに法律上は報告事項とするしかないと思いますけれども、ただ、もし意見があれば積極的に、やはり審議会の運営としてと言いますか、実態として要望していく、意見を出していくことは当然あってしかるべきではないかと思えますが。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。

○原島代理 内容的には非常によく考えられて、評価を踏まえた形になって結構だと私は思っております。

○前田会長 山本先生のご意見等をもう少し補足すると、実質的にここの中で多少意見が言えるような何らかの準備を、準備って言うのは言葉が適切でないかも知れませんが、もう少し中身を時間をかけてやるとか、あるいはある一時期、パブコメに出す頃にいったんこういうことかということ、簡単な概要をご紹介いただいて、その次の審議会の時に意見が出やすいようにするというような、少し実質的な改良をもし検討していただければありがたいというふうに思います。

○田原電波政策課長 検討させていただきます。

○前田会長 ほかにありませんでしょうか。特にほかにご質問がないようですので、報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(藤野地上放送課長入室)

その他

○前田会長 それでは、審議を再開したいと思います。その他事項といたしまして、「諮問を要しない軽微な事項について」に関連しまして少し議論いただきたいというふうに思いますけれども、最初に、その経緯となっている案件について藤野地上放送課長から事案の説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 地上放送課長の藤野でございます。よろしくをお願いいたします。まず本件何かということでございますが、NHKラジオの第一を京都のほうで放送してまず京都中継局がございます。この京都中継局のカバレッジを大きく上回る形で、大阪からの親局のカバーをしているというふうな状態が続いているわけですけれども、この京都中継局をダブっておるところなので、これを廃止したいというものがNHKの希望でございます。

京都中継局と申しますのは、京都市の中でも二条城のちょっと北の方になるんですが、NHKの京都放送会館という建物がございます。ここに鉄塔がございまして、ここから電波を出しています。この京都放送会館を建て直すということで、移転することにしております。場所は二条城から行くとちょっと東のほうの烏丸御池になるわけですけれども、ここにビルを建てるということで、そうしますと、ここの面積の制約等によりまして、空中線をここに設置するのが非常に難しい。では改めて土地を取得して、この鉄塔を建てるためのものをやろうかという、それもかなりお金がかかってしまうというような事情があるということでございます。

こちらの放送につきましては、大阪親局というのが大正15年に開局しておりまして、京都の中継局はそれよりやや遅れまして昭和7年から行っております。大阪親局のほうはその後増力しておりまして、昭和26年には50キロワット、32年は100キロワットとなっております、それに対しまして京都のほうは昭和34年に1キロワットに増力しておりますけれども、完全に大阪のほうが大きい、そういうふうな状況になってございます。NHKではこの京都放送会館、来年の4月に移転をさせたいということでございまして、現在あるこの京都中継局を廃止したいというふうに考えております。

ところが、放送区域的に、大阪親局、これは周波数で言うと666kHzでございまして、京都が621kHzなんですけれども、大阪親局のほうで全て包含されている、京都は完全にその中に入ってしまったということです、京都の方はもうやめて一本化したいということでございます。

本件に関しまして、諮問を要する事項なのかどうかということでございますけれども、電監審のほうで、諮問を要しない軽微な事項はどういうものなのかということ類型化し決定をしていただいていたということがございます。

その13項というのがございます。廃止となる放送局、今回の場合京都中継局でございますが、これ以外の日本放送協会の放送、本件で言いますと大阪親局からの放送でございますけれども、これが安定的かつ継続的に受信できることとなったということで、当該放送局、こちらは京都のことでございますが、京都からの放送を受信している世帯が皆無となったものと、そういうふうに決定していただいております。

これに当てはまるということで、軽微な事項ということになったものが、これまではAM放送局についてはございません。テレビについては例があったんですけれども、AMラジオについてはございませんでした。アナログテレビを廃止したということがこれまでございまして、その場合は受信する方において、例えばアンテナ増設化対応をやっていきますとか、あるいはCATVに加入してそちらで見ることができると、そういうふうな状態

になっていることを確認することで、受信している世帯が皆無になったものに当たるんだというふうに解して軽微事項としていたというふうに聞いております。

本件についてでございますが、ラジオですので、どこでどなたが受信しているかがわからないというふうな状況がございます。なんですけれども、NHKでは相当な対策はいろいろ打っていただくということを聞いておりまして、これはまたご説明させていただきますけれども、これについて過去の事例にも似たような事例だということで、軽微案件というふうに取り扱うことがいかにかなというふうなことでお願いに参ったわけでございます。

本件については2つほど言えるのではないかとというふうに考えております。

まず1つ目でございますが、昭和32年に大阪親局を100キロワットに増力しましたので、大阪親局の放送区域に京都の中継局も包含されたわけでございます。これについては、あとで縷々ご説明しますけれども、いろいろな実測調査を行ってきまして、まず大阪親局の受信というのはすべて可能であり、それからかなり多くの部分、79%では大阪親局のほうが完全に電界強度が高いとなってるということでございます。ですので京都の中継局の放送区域内で大阪親局からの放送が聞けないということはない、ということが1つ目でございます。

2つ目でございますが、NHKにおきましては、住民の周知に非常に力を入れていただくということになっておりまして、広報や相談体制の確保も行いますけれども、いろいろな番組ですね、これを事実上は京都中継局からの放送については止めてしまう。天気予報やお知らせ、交通情報等がかかっている時間帯から、だんだん拡大していくわけですが、非常に人気のある番組であるラジオ深夜便、あるいはのど自慢、それから更にこういったものをやるかというのはまだ更に検討していただいておりますけれども、これらを告知放送に全部変えていきまして、更には最終日、これは2月2日でございますが、これはもう深夜の1時から23時59分まで、すべて告知だけを流すというふうな対応をするというふうに申告していただいております。

そういった2つの面から、今回のものについても、過去のテレビのアナログテレビの事例にも類似したような対応をするということで、こういった軽微事項というふうなことで扱わせていただくことはできないだろうかということでございます。

もう少しご説明させていただこうと思います。

何度も大阪親局のほうのカバレッジが包含しているというふうに申しあげましたけれども、大阪のほうは昭和32年の時点では50キロワットレベルだったわけですが、32年に増強しましてからはカバレッジが広がっております。

この当時は、京都はまだもう少し力は弱かったんですけれども、そのあと昭和34年に1キロワットまで増力しました後も大阪からカバーしているということでございます。更に低雑音の地域についても、京都のものを大阪がカバーしているということでございます。また、京都府内33ポイントにおいて実測調査が行われておりますが、まず大阪親局というのは全部受信が可能でしたということがまず1点目でございます。

次に、住民周知はどういうふうにするのかということでございます。NHKにおきまして、本件が認可になってからでございますが、報道発表するというほかに、NHK京都のホームページでまずお知らせをする、それから自治体にも周知をする、それからいろいろな再送信事業者がおりますけれども、そこへも周知をする。また、チラシ、広報誌への対応というのを行いますとのことです。更にNHKの番組ですね、テレビ、NHK総合、それからFM放送、こちらでも周知をやりますということです。また、相談受付窓口というのを設けて対応しますということで、NHKにはふれあいセンターというところと、それからNHK自体、京都放送局もちろんございまして、問合せ等につきましては、一次窓口で受ける、ふれあいセンターのほうで基本的に受ける、あるいは京都放送局の代表電話で受けるということがございますが、更に詳しいことを聞きたいという方には京都放送局の技術部のほうで受けると、そういうふうな体制を組んで行います。

それから肝心のラジオ自体のほうですね。こちらでの告知をどうやるかということがご

ございます。12月9日からまず1日に最初は2回なんですけれども、だんだん広げていきまして、その回数を増やして告知放送をやっていくということがございます。12月9日、11時50分台、それから18時50分台、5分ぐらいの時間をかけて告知放送やるということでございまして、これは元々は、現状は天気予報やお知らせ、交通情報を流している時間なんですけど、それを告知放送に変えていくわけです。

12月9日の週からは日に2回でございますが、22日の週からはこれを日に3回に増やします。更に来年1月になりまして、11日の週からは5回に増やしてまいります。これだけではなくて、1月の中旬以降になりますけれども、非常にリスナーの多い番組、ラジオ深夜便というのが深夜の時間、1時から5時までございますけれども、それから昼時の時間でものど自慢、日曜日、人気のあるものがあるということで、これについてもこの時間、この番組をやめてずっと告知を流し続けるということをやっていきます。

そして、その他、結論はまだ出してないそうですけれども、その他のいろいろな番組でもそういった扱いをしていこうかというふうに検討してるというふうに聞いております。

2月2日が最終の放送日でございますが、ここは1時から23時59分の停波の直前までもうすべて丸々、ほぼ1日近く告知放送に全部変えてしまうということでございます。

では、どういう告知内容をするのかということでございますが、これはまだ最終決定ではないわけなんですけれども、メッセージの案というのを検討しておりまして、基本的には、まずどうしてこういうふうな周波数一本化というのを行うのかという事情、具体的には現在621kHzで聴いていただいている皆様には666kHzで聴いていただきますというふうにご案内して、更にご不明な点というのはここにご連絡くださいといった内容をされるようになっております。

これを繰り返し行うことで、どこかで聴いていただいた方には、ラジオですのでチューナーで合わせていただければ引き続き同じ放送の内容が聴取していただけますので、そういったことをお願いしていくということでございます。

それから、各住民の代表である自治体のほうにNHKでは既にこういったことで京都の電波を止めるんだけれどもということで同意をいただくということをやっております。京都の中継局の放送区域の中にある自治体でございますが、京都府、それから京都市や宇治市をはじめとする市町村、個々のすべてに対してご説明をして、そして、そういったことであれば何も支障がないということで同意書をすべていただくというふうな対応をさせていただいております。

そういった内容の本件でございますけれども、電監審様の決定におけるいわゆる軽微事項に当たるのかということでは、ご判断いただく要素があるかと思ひまして、このようにご説明してお願いに参上したわけでございます。

○前田会長 ありがとうございます。ということで、本案件の中身というよりは、こういう案件について、これが諮問を要しない軽微な事項に当たるかどうかということについてご意見をいただきたいということでございます。

○原島代理 形式的なことを言うと、昭和57年の審議会決定第1号では「当該放送局を受信している世帯が皆無になったもの」という規定になっている一方、今回は、終了告知放送等の実施により廃止までは皆無となることがほぼ確実にないと認められるという、その違いをどう解釈するかという、そういうことかと思ひますが。

ラジオの場合には、皆無になったもの、皆無かどうかを調べる手立てがないですね。

○藤野地上放送課長 そうですね。どこでどの方がどの受信機かっていうのは全くわからないですね。

○原島代理 テレビの場合には、契約とかそういうのがありますから、契約している人がいなくなったということであれば、それを皆無とみなしていいということなんだけどラジオの場合にこれをどのように判断するかということが、議論のポイントかと思ひます。

○前田会長 今、原島先生がおっしゃったように、内容的には新局の開設とか放送区域の変更云々というのは、13項の1つの条件はクリアしていることは間違いない。また安定

的、継続的に受信できることになったことも、ここでは証明できそうだと。最後の、受信している世帯が皆無になったものという判断を、どういう判断基準でやるのかということについてはどこにも書かれていないので、少なくとも何らかの判断基準を作らないと、これでOKとは言えないということになるのかなと思いますけれども。

過去の事例における確認方法も1つの例かもしれませんが、確認方法として、これならばいいですよという基準を、元々ないことを証明するのは非常に難しいので、事例として幾つか挙げる必要があるのかもしれませんね。これがわかればその方法によって皆無だというふうに判断しますという、そういう事例をここで少し議論するというところかもしれませんね。

○原島代理　むしろ法律的に、皆無になったものというふうに書いてあった時に、皆無になったことが立証できなければこれを適用してはいけないというふうになるんでしょうか。いやちょっと。

○村田委員　文言で判断するとそうになってしまうので、たぶん皆さん同じ、文言上はそうなんだけど、今の話を聞いていると、実質的にはそれを軽微じゃないっていうのはどうなのかなということですよ。でもだからといって、文言がそうである以上、何とか実質の部分で、これで皆無になったものの一つの判断基準を作ってこの場合はいいことにしたらどうだろうに持っていかないと、何となく実質的にいいから文言には引っかかるけどいいとするのではまずいだろうというところですね。今されているところのいろいろな努力が、これだけのことをやったら皆無になったものとみなす、というようなことにならないか？というものですかね。

○原島代理　皆無になるかどうかというのは、本当に意地悪くやればいろいろなケースが考えられるわけですよ。例えばお年寄りが一人でラジオを楽しみにしている、でもすぐチャンネルを動かしてしまうと、もう子供のほうでそのチャンネルを固定して絶対に動かないように621kHzに、こうやって絶対動かないようにして、スイッチだけ入れればいい

よねというふうに言ってあった場合に。いくら告知放送があろうが変えられないというような極端な例もあり得ることはあり得る。

○山本委員 文言から言うと、確かに厳しい感じはしますが、結局、軽微な事項としてこの13項が定められている趣旨がどういうものかということに遡って考えることになるのだらうと思うのです。ちょっと気になるのは、今伺っていると、皆無にするためにこれだけの取組をしています、あるいはしますということが、今、報告をされて、そこが視聴者の方にとっては、特にラジオですとお年寄りがかなりの割合を占めているのではないかと思われるのですが、そういう人たちをいわば皆無にするために頑張らなくてはいけないということがあるとすると、それは本当に、およそ審議会にかけなくていいことなのかという点があるのですね。皆無にしてしまった後であれば、もうそうなっていますというだけの話なのですが、皆無にするためにこれだけのことをやってることが重要であるとすると、そこはかけていただいたほうが良いような気もするのですが、どうなのでしょう。

あるいは、もし諮問を要しない軽微な事項にするとすれば、やはり明確に、ラジオであればどういう場合がこれに該当するかということ、この際はっきりさせておく必要があるのだらうと思いますけれども。

○前田会長 そういうことで言うと、今回の案件は、今山本先生がおっしゃるように、皆無になるように努力していて、その必然的な結果がこういうふうに見通せるということをもって皆無になったとみなすとそういうことですよ、もしやるとすれば。それができるかどうかは。

○山本委員 もしやるとすれば、そこを明確にして、あるいは規定上明確にするか、あるいはこの規定の解釈として、このように解釈しますということを審議会の場で明確にした上で諮問を要しない事項にするということかと思いますが。

○松崎委員 13項を改正するというわけにはいかないのですね。

○山本委員 それも考えられると思います。

○松崎委員 皆無になったもの、もしくは皆無になるという確実性が担保されるものなどのように表現するとか…。

○山本委員 これ自体は審議会決定なので、文言を検討した上で変更することはもちろん可能です。

○松崎委員 昭和32年に大阪の親局はもう全部放送できるのに、それから60年近く何で2つが共存したのか、そこが一番不思議なんです。

○藤野地上放送課長 かつては、京都中継局からやってる独自放送も若干ですけれどもありました。それも今はなくなってしまったんですけれども。

○松崎委員 なくなったのはいつ頃なんですか。

○藤野地上放送課長 全部なくなったのは平成24年ですが、かなりもう既に小さくなっていたんですね、最後は10分くらいしかなかったんですけれど。

○松崎委員 その辺で見直しがあってもよかったのでは。そうするとその10分とわずかな聴取者のためにずっとやっていたということですね。

○藤野地上放送課長 いよいよ自分のほうで設備をもう維持しにくくなったのでやめようということです。

○原島代理 続けようとする大変なお金がかかってしまう、事実上、客観的に見たら意味ないんじゃないかと思われるようなことが必要になる。

○前田会長 全然違う観点のことを1つ言わせていただくと、以前この審議会で、どこかのテレビ局の放送を、今までこの建物からやっていたけれども、古くなったので別の建物のところから放送しますよと。これは軽微なものではないという扱いで、その時の軽微か軽微でないかっていう基準は何かと言ったら、放送設備のブロック図が変更になるかどうかということで確か決めたような気がするんですね。

要するに全然違うところから放送するというのであれば同じ放送局であっても、新た

にここの諮問を要するというにしたというふうに理解しているので、それとの関係で言うと、これはどうなのかは、私個人的に疑問に思いました。まさしく今まで京都の方向からやっていたものが、本当はある視聴者から見れば大阪から来ることになる。

○藤野地上放送課長 その場合は新しい無線局を作ってしまうので、新しい設備がこれでいいのかというのは見なくちゃいけないということだと思うんですね。これはもう新しいものはない。大阪のものが全部カバーしちゃってますから、そこは違うかもしれません。

○前田会長 新設かどうかですかね。

○村田委員 今回の説明を聞く限り、もし放送法第86条で審議をしてくださいと言われてたら、間違いなく廃止してもいいでしょうということになろうかと思うんですが、廃止したいいろいろな事情が類型化できて、基準みたいなものが導き出せるかどうかということだと思うんですね。これだけのことをやったら皆無になったものとみなして、軽微事項にしてもいいんじゃないかという、これは抽出できるかどうかで、今回はラジオでは初めてだということなので、ラジオでこんなケースがいくつもありましたと言うと抽出できるんでしょうけど、この1件から抽出できるのか、抽出してもいいのかというところがちょっとまだ私にはわかっていないんです。

毎回毎回それを審議にかけてもらったらいけないのか。

○原島代理 審議というか、これは軽微になるかどうかという、とりあえずそういう意味で前例を増やしていくという、その結果、大体1つのイメージができるので、そこではっきりした基準を決めていくという、そういう考え方ですね。

○山本委員 皆無になったものと同視できる場合と仮に規定すると、同視できるかどうかということが問題になって、結局そのことをこの審議会で判断せざるを得ないとすると、今言われますように、完全に具体的にこういう場合というふうに特定できるのであればいいのですけれども、それができないとすると、結局今まさに縷々ご説明いただいたような

形で、正式に審議会の場にかけていただいても、結局余り変わらないのではないかという気がするのですね。

○松崎委員 同じ手間ですからね。

○山本委員 結局、諮問を要しない事項に当たるか否かのところで議論が分かれると言うところを見なくてははいけないとすると。あるいは完全に具体的にこういう場合というふうに類型化できる、あるいは類型化できる段階になればもういいのかと思いますけれども、私も今すぐにそれができるかというところちょっと自信が余りないんですけども。

○原島代理 今回のケースをどのように判断するかというのと、それからこれからの基準をどうするかという、そういう話ですよ。

○山本委員 結論としては別に異論はないのですが、手続として諮問を要しない事項というふうにできるのかどうかと言うと、若干。

○原島代理 今回の件について。

○山本委員 はい、今回の件についてですね。

○原島代理 一方で、これはやっぱり諮問すべき事項である、軽微とみなせない、諮問してくれと言うと、それも何か前例になるような気もするんですが。

○山本委員 先ほどもありましたけども、完全にルール化できる状態になればよろしいのではないかと思います。ただ。

○藤野地上放送課長 例えば、類型化できるまで個別に軽微の該当性を見ていただくというようなこともあるでしょうか。

○山本委員 結局、これは軽微な事項に当たるのでしょうかという形で、今やっていたように審議会の場に出していただいて、議論して判断することになってしまうとすると、余りしても変わらないような。

○原島代理 何回かそれを繰り返せば何か類型が見えてくるだろう、その段階ではっきり。

○山本委員 何回かそれがあって、審議会の場で、もうこういうものであればいいでしょ

うということがはっきりすれば軽微な事項にしてよろしいかと思えます。ですから、今回の件を例えば諮問にかけるとして、それを先例にして、未来永劫そのようにしますという意味ではないというやり方もあるのではないかと。

○前田会長 おっしゃっているのは、今回のものは、今の状況だけでこれが諮問を必要としないものであるとは言えないと。したがってもう一度きちんと諮問していただいて、その時に同じようなことを議論した上で、今後の例えば事例をたくさん作るとかっていうようなことを言いつつ、これを受けるかどうか判断すると、そういうことですか。

○山本委員 ええ。そういうやり方もあるのではないかと。

○松崎委員 こういうケースは今後もっと出てくる可能性があるわけですね。

○藤野地上放送課長 わからないです。

○松崎委員 例えば小さいところが。

○原島代理 これからあり得ますよね。ちょっと気になるのは、いついつまでに決定しないとNHKとしては困る、建物の建設とかそういうのいろいろあると思います、そういうことはあるんですか。

○藤野地上放送課長 建物建設で困ることはないと思いますが、周知の期間を始めるのは早くにやったほうがいいのは事実です、一般的に申し上げれば。

○原島代理 早いほうがいいということですね。そうですね。

○前田会長 ちょっと忸怩たるところはあるかもしれないけど、分類的ケースとしては今の段階で言うと、軽微な事項とは少なくともこの状態では読めないということになる、なりますかね。今のご意見で言うと。したがって次回、また同じ説明になってしまうかもしれませんが、諮問していただいて。

○原島代理 ここで1か月延ばすことが受信者の立場から何かかえってまずいことになるかどうかは、ちゃんと判断しなければいけないと思いますけれども。

○山本委員 受信者の立場から言えば、それは早くからとにかくやっていただいたほうが

いいということはありませんね。

○松崎委員 12月9日以降というのが、告知の時期としてリミットなのでしょうか。

○藤野地上放送課長 これはラジオ放送でやるものでございまして、それ以外の手段のものは認可があればもうすぐに始めていただきます。もし、できれば、ですが、個別の軽微事案としてもしご判断いただけるのであれば、それであれば、また類型化のほうはこちらもまた、いろいろな考え方というのを、材料をご提供させていただこうと思いますけれども。まずこれはもし、こういった扱いでいいということでももしご判断いただければ、それで進めさせていただけると、我々としては有難いと思います。

○前田会長 おっしゃっているのは、いろいろな諸状況を勘案して、文章上は読めないけれども、事例としてこれはかけなくてもいいという判断をしてもらいたい。そういうことですか。

○藤野地上放送課長 というふうな決定をしていただく権限が電監審にはございますので。

○原島代理 しかし今回、これを軽微なものとみなしたからといって、これを前例とするんじゃないに、いろいろ含めたケースがくるので。

○藤野地上放送課長 もし別の事案があったらですね、また御判断いただくことはできるかと。

○原島代理 これからもこういう形でこれはどうですかというちゃんと判断を、こちらでさせていただくということになるかと思いますが。

○前田会長 軽微なものと判断する理由として、そういうことで言えば実質的に皆無になる手段が相当行われていて、ある時点では確実に皆無になることが想定されると、そういうことをもって皆無になったという、先ほどの文章に該当するとみなすと、そういうことですか。

○原島代理 法律的に。

○前田会長 それもおかしい。

○藤野地上放送課長 リスナー保護がどこまでなされているのかということかなと思いますので。

○松崎委員 次の審議会に諮問事項として出されれば、11月12日の段階で交付できますが…。

○前田会長 そういうことですね。

○松崎委員 それでは遅いと。

○藤野地上放送課長 遅いと申し上げるわけではないんですが、一般に周知は早く始められればそれはリスナーの方にも有益ということになります。

○前田会長 今の発言は明らかに議事録として残るから、今回のような状況を持って軽微と考えても良い、そういう事例として作ってよろしいかどうかということですね。あくまで厳密に考えれば、軽微な事項としては認められないと現段階では、話を字義どおりに判断すれば。したがって来月諮問いただければ審議いたします、とそういうことですね。

○山本委員 内容上異論は全くないので、問題は手続をどうするかという、そこだけでしようけど。

考えるとすれば、今回の案件は軽微な事項に該当するか否かが不明確な、はっきりしない事案であると。ただ今回の場合は、内容上は異論は審議会としてない。むしろ迅速に周知をしたほうが視聴者の方のためになるので、今回の案件に関しては軽微な事項に当たるかどうか不明確であるけれども、軽微な事項に当たると考える。ただそれを先ほど言われたのとは逆の意味で先例にはしない。

今後は更に一定の、今のラジオ放送のようなケースを類型化できるかどうかを検討して、もただちにできないということであれば、やはりこれは正式にかけていただき、ある程度事例が積み重なった段階で類型化をして軽微な事項にするということもあり得る。すぐに検討して類型化できるということであれば、類型化をしてただちにルールを、この規則を改めることにする。このように、将来どうするかということは、今後更に詳しく検討す

るものとして、今回に限っては諮問を要しない事項に当たると扱う。

○前田会長 論理的にはそうすると、諮問を要しない事項であるかどうか不明だけれども、諮問を要しない事項として扱うとそういうことですか。

○山本委員 今回の案件に関しては、内容と視聴者の利益を考えて、不明なところを、諮問を要しない事項に当たると考える。ただ、今申し上げたような事情で、今回は当たると考えるわけなので、今後の先例にするものではない。今後、どのようにこういった事例を手続上扱うかについては、今後更に詰めて検討する。今回に限って当たると考える。

○原島代理 ちょっとでも内容的に議論すべきこと、内容として議論することがあるんだったらやっぱり諮問してもらったほうがいいと思うんですよ。でも内容的にはほぼ問題ないんではないかなという。

○山本委員 内容上は異論はない。

○原島代理 内容的には異論はないということは、それも踏まえて。

○村田委員 そこも大事だと思います。もし諮問されたとしても、今の説明であれば同意しますという、できる本件だから、この審議会の権限で、諮問事項を諮問を要しない事項にできるのであれば、実質的には諮問を受けたとしても、今の説明なら大丈夫だと思える、プラスだからいろいろな諸事情で今回だけ諮問しない事項に、ここの権限で落として進めましょうと。進めるほうを優先しましょうという感じですかね。

○山本委員 と思います。一般的に内容がOKだから諮問を要しないということにはならないわけです。ですから、一般的に今後こういった案件をどのように扱うかは、今後やはり検討しなくてはいけないけれども、今回はとにかくどちらに当たるかが不明な状態で、かなり期日も切迫していると。内容上も、今回のこの案件に関してはOKであるということで、内容上のこともあくまで1つの考慮要素として、今回は軽微な事項に当たると見ると。

○原島代理 それが事実上、ラジオ局の場合にはこの皆無になったものという、この規定

自体がもう。

○山本委員 この規定自体がはっきりしないということと、内容上は問題がないということと、それから期日がきわめて迫っていて、ここでむしろ手続をどうするかということを経験している視聴者にとって不利益になると。

○原島代理 可能性がある。

○山本委員 なる可能性があるという、この3つを全部合わせて考えて、今回は軽微な事項と見るけれども、そういった事情で軽微な事項とするわけなので、今後どうするかについてはなお検討すると。

○前田会長 ということで、取扱い上は、今回の件については、諮問を要しない軽微な事項とここで判断するけれども、今おっしゃったような幾つかの条件付きだということを考慮して、今後の案件についてはまた別途この審議会に都度相談していただくということにしたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 全部山本先生と村田先生の言ったことを繰り返すことが正確にできなかったもので、そういう言い方をしましたけれども、論理的にはお二人のおっしゃったことをベースに、今回限りということで。

○藤野地上放送課長 わかりました。

○前田会長 よろしければそのように決することとしたいと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(藤野地上放送課長退室)

閉 会

○前田会長 それでは、これにて終了いたします。次回の開催は平成26年11月12日

水曜日 15時から予定していますのでよろしくお願いします。